

	質疑	回答
1	仕様書において、7 事業スケジュール、には企画提案書の受付が 1/30 より 2/3 までとありますが、11(3)企画提案書の提出、では 1/23 より 1/27 までとなっています。どちらを有効とみなせばよいのでしょうか？	当初公表した仕様書の誤りです。企画提案書の受け付けは「1 月 30 日から 2 月 3 日まで」が正となります。 平成 23 年 12 月 27 日付けで修正し、公表しています。
2	更新が必要な庁舎案内板等についてですが、既存のものをそのまま利用し、変更があった場合に更新するのか、それとも既存のものを新しくした上で、更新していくのか、どちらでしょうか？また、更新の方法はどのようにお考えでしょうか？（上からシール等で修正で良いのか、それとも更新があった案内板全体を変える必要があるのか等）	庁舎案内板等は、既存のものを利用し、組織改編に合わせて「当該部分を修正」していくことを原則とします。 既存部分との質感・フォント・境界部分の仕上げが良好な更新方法であれば、シール等による部分的な修正でも可とします。 また、全面更新も可能とします。
3	仕様書の 8 の広告媒体等に関する条件及び配慮事項の（1）の庁舎の機能上、通行や利用に問題があると考えられる～の部分ですが、庁舎の利用方法などを詳しくお聞きしないと設置不可の場所が分からないと思うのですが、広告媒体設置不可の場所やエリア、設置不可の柱面、壁面などを教えていただくことはできるのでしょうか？ （一定期間、定期的に展示物の掲示などで使用したり、広告物が隠れてしまう壁面や柱面への広告媒体の設置は可能なのでしょうか？）	今回の募集は、流山市役所本庁舎の屋内部分を「丸ごと」有料広告を募集するものですので、広告媒体の設置については、できる限り柔軟に考えています。 既存のポスター等の掲示物（掲示板に設置しているものを除く。）については、本事業による広告媒体を原則として優先します。 なお、下記に該当する場合は、広告媒体の設置を不可とします。 ①事務室の通路部分（通路の両側に窓口が位置する場所）で、広告媒体を設置することにより、現在の通路幅員よりも狭くなる場合。 ただし、床面への広告媒体の設置は、段差が生じないもの、維持管理が事業者の責任においてなされるもの、清掃業務へ影響を及ぼさないもので、広告媒体の撤去後、現況復旧がなされるものであれば可とします。 ②柱面・壁面については、構造に影響を与えないもの（ビス等で固定するものは可）。 ③既存の掲示板等。ただし、既存の掲示板と同規模の掲示板を設置し、その枠などへ広告媒体を設置するものは可とします。 ④その他、庁舎の機能上、通行や利用に支障をきたす恐れのある部分。

	質疑	回答
		詳細については、最優秀提案をした事業者と市の協議により決定していきます。
4	仕様書の8の広告媒体等に関する条件及び配慮事項の(7)の行政財産使用料は、広告スペース部分に必要な使用料だと思うのですが、㎡単価を教えてください。	<p>1年間の行政財産使用料は、庁舎区分と床面積に応じて、次の算定式により算出し、1円未満は、切り捨てとします。</p> <p>【第一庁舎】 広告媒体の投影面積 (㎡) × 348,645 円 × 6%</p> <p>【第二庁舎】 広告媒体の投影面積 (㎡) × 106,247 円 × 6%</p> <p>【第三庁舎】 広告媒体の投影面積 (㎡) × 177,323 円 × 6%</p>
5	提出書類の広告媒体の内訳書(様式2-2)ですが、ご提案の広告媒体の一覧を明記しますが、ご提案後に設置不可の場所が含まれていた場合は、その部分の媒体を除いて実施(協定締結)ということもあるのでしょうか？	<p>質問のとおりです。</p> <p>協議により、設置位置や広告媒体の種類・数量などの変更、あるいは設置不可となる広告媒体がでてくる可能性がありますので、実現可能な範囲で多くの広告媒体の提案をお願いします。</p>
6	選定基準の部分です。選定項目があると思うのですが、ソフト(提案内容など)のウェイトもしくは、歳入額のウェイトなどの配分(ウェイト)はどちらにあるのでしょうか？	<p>採点基準は、平成23年12月28日付けでホームページに公表したとおりです。</p> <p>歳入の確保に重点を置きつつ、庁舎の質、利用者へのサービス向上(デジタルサイネージによる情報提供、キッズコーナーの設置)などを同時に図ることができる提案を期待しています。</p> <p>なお、それ以外の基準、審査委員の氏名・役職等については公表しません。</p>